

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

群馬県知事 へ

申請者

ふりがな  
住所

ふりがな  
氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

郵便番号 □□□ - □□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	円	
			本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	籍	
		割	合	住

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙1の1①

事業計画の概要を記載した書類  
 1 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類等

特別管理産業廃棄物の種類	申請品目に○	備 考	
		予定排出事業者の名称	処分業者許可番号 予定運搬先の名称 予定排出事業者の所在地 予定運搬先の所在地
廃 油 (揮発油等)			
廃 酸 (腐食性)			
廃 アルカリ (腐食性)			
感染性廃棄物			
廃 PCB等			
PCB汚染物			
PCB処理物			

(記載例)

廃 石 綿 等	○	○ ○ 建設株式会社	01070-XXXXXX
		群馬県太田市浜町	△ △ 工業株式会社 群馬県桐生市織姫町

- ◆ 収集先予定事業者（排出場所）又は搬入先予定事業者（処分業者等）が、他の都道府県市に存する場合は、当該都道府県市の許可証（許可申請書の写し）をこの様式の後ろに添付して下さい。
- ◆ 変更許可申請時には追加品目に◎をすること。

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙1の1②

特別管理産業廃棄物の種類	申請品目に○	備 考	
		予定排出事業者の名称	処分業者許可番号
		予定排出事業者の所在地	予定運搬先の名称
			予定運搬先の所在地
廃 水 銀 等			
廃 石 綿 等			
燃 え 殻			
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	砒素又はその化合物		
	セレン又はその化合物		
	ダイオキシン類		
汚 泥			
	アルキル水銀化合物		

汚 泥 (続き)			
水銀又はその化合物			
カドミウム又はその化合物			
鉛又はその化合物			
有機燐化合物			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			
シアン化合物			
P C B			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			

汚 泥 (続き)			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			

汚 泥 (続き)			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン又はその化合物			
1, 4-ジオキサン			
ダイオキシン類			
廃 油			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1, 2-ジクロロエタン			



廃油（続き）			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
ベンゼン			
1, 4-ジオキサン			
廃酸			
アルキル水銀化合物			
水銀又はその化合物			
カドミウム又はその化合物			

廃 酸 (続き)			
鉛又はその化合物			
有機燐化合物			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			
シアン化合物			
P C B			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			

廃 酸 (続き)			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			

廃酸（続き）			
セレン又はその化合物			
1, 4-ジオキサン			
ダイオキシン類			
廃アルカリ			
アルキル水銀化合物			
水銀又はその化合物			
カドミウム又はその化合物			
鉛又はその化合物			
有機燐化合物			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			

廃アルカリ（続き）			
シアン化合物			
P C B			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			

廃アルカリ（続き）			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン又はその化合物			
1, 4-ジオキサン			
ダイオキシン類			
鉍 さい			
アルキル水銀化合物			

鉍 さ い (続き)			
水銀又はその化合物			
カドミウム又はその化合物			
鉛又はその化合物			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			
セレン又はその化合物			
ばいじん			
アルキル水銀化合物			
水銀又はその化合物			
1, 4-ジオキサン			
カドミウム又はその化合物			

ばいじん (続き)			
鉛又はその化合物			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			
セレン又はその化合物			
ダイオキシン類			
13号廃棄物			
アルキル水銀化合物			
水銀又はその化合物			
カドミウム又はその化合物			
鉛又はその化合物			
有機燐化合物			



13号廃棄物（続き）			
六価クロム化合物			
砒素又はその化合物			
シアン化合物			
P C B			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			

13号廃棄物（続き）

シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン			
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン又はその化合物			
ダイオキシン類			

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】別紙1の2

3 収集運搬業務の具体的な計画（収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員を含む。）

(1) 収集運搬業務体制（車両等の用途）

(2) 収集運搬業務を行う時間

(3) 休業日

(4) その他

人 員 内 訳

年 月 日 現在

役 員	政令第6条の10に定める使用人	相談役、顧問等登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(留意事項) PCB廃棄物を取り扱う場合は、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に即した事業計画書を添付すること。

4 環境保全措置の概要

①運搬に際し講ずる措置

・飛散流出防止対策

・悪臭防止対策

・その他

②積替え又は保管施設において講ずる措置

※ 運搬容器が不要な場合には、その理由を記載すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙2

事務所及び事業場（駐車場）等

事務所・事業場・駐車場（該当に○）

※ 付近の見取り図（別紙で住宅地図等を添付の場合には、「別紙による」と記載のこと。）

（留意事項）

- ◆ 事務所（群馬県内に限らない。必ず添付のこと。）・事業場（群馬県内のものに限る。）・駐車場（群馬県内のものに限る。）の付近の状況が分かる住宅地図等を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙3

収 集 運 搬 車 両 及 び 運 搬 容 器 一 覧 表

	車体の形状	最大積載量 (kg)	登録番号	自動車検査証 の使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
運搬容器の種別	容	量	数	量	収納（運搬）する産業廃棄物の種類

(記載例)

キャブオーバ	3000kg	群馬11あ2222	〇〇株式会社	
--------	--------	-----------	--------	--

ドラム缶	200L	10	汚	泥
------	------	----	---	---

(留意事項)

- ◆ 申請者と自動車検査証上の使用者が異なる場合には、賃貸借契約書等、使用権原を証明する書類を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。
- ◆ 自動車検査証を添付すること。
- ◆ 車両に増減がある場合には、別途変更届を提出すること。

自動車登録番号		積載する廃棄物の種類 (該当番号を○で囲む)
	<p style="text-align: center;"><b>斜め前方からの車両全景のカラー写真添付</b></p> <p>※カラー写真を添付すること（デジカメ可）。                      ※既に許可を得ている場合には、収集運搬車両の表示がされていること。                      ※土砂等禁止車両では、がれき類、鋳さい、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいのはくずは、運搬不可。</p>	<p><b>【産業廃棄物】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 燃え殻</li> <li>2 汚泥</li> <li>3 廃油</li> <li>4 廃酸</li> <li>5 廃アルカリ</li> <li>6 廃プラスチック類</li> <li>7 紙くず</li> <li>8 木くず</li> <li>9 繊維くず</li> <li>10 動植物性残さ</li> <li>11 動物系固形不要物</li> <li>12 ゴムくず</li> <li>13 金属くず</li> <li>14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</li> <li>15 鋳さい</li> <li>16 がれき類</li> <li>17 動物のふん尿</li> <li>18 動物の死体</li> <li>19 ばいじん</li> <li>20 13号廃棄物</li> </ol> <p>上記のうち石綿含有産業廃棄物を                      A 含む。                      B 含まない。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>斜め後方からの車両全景のカラー写真添付</b></p>	<p><b>【特別管理産業廃棄物】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃油</li> <li>2 廃酸</li> <li>3 廃アルカリ</li> <li>4 感染性産業廃棄物</li> <li>5 特定有害産業廃棄物                             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物</li> <li>イ 廃水銀等</li> <li>ウ 廃石綿等</li> <li>エ 有害産業廃棄物</li> </ol> </li> </ol>

(留意事項)

- ◆ 車両の全容、自動車登録番号が明確に確認できるものであること。
- ◆ 車両1台ごとに斜め前方及び斜め後方(対角線上)からそれぞれ撮影したカラー写真であること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙5

収 集 容 器 及 び 運 搬 資 材 の 写 真

収集容器・運搬資材の名称	
収納（運搬）する廃棄物の種類	
<p>収納容器・運搬資材の正面からの全景カラー写真添付</p>	
<p>収納容器・運搬資材の上部からの全景カラー写真添付</p>	

（留意事項）

- ◆ 上記カラー写真は収納容器（運搬資材）の全景が明確に確認できるものであることとし、内部の撮影が可能なものについては、そのカラー写真を添付すること。
- ◆ 記載しきれない場合には、この様式を複写すること。



※ (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集又は運搬に関する講習の修了証を添付すること。

(留意事項)

◆ 添付する講習会の修了証は以下の基準を満たしていること。

1 講習会の有効期限

申請日に有効であること(ただし、変更許可申請の場合はこの限りではない。)

2 講習会の修了者

申請者が個人 → 申請者、法定代理人

申請者が法人 → 法人の役員(監査役員を除く)、政令で定める使用人

※ 修了証の有効期限等

申請区分 講習会区分	普通 新規許可	普通 更新許可	普通 変更許可	特管 新規許可	特管 更新許可	特管 変更許可
普通 新規講習会 (5年間有効)	○	○	○	×	×	×
普通 更新講習会 (2年間有効)	△	○	○	×	×	×
特管 新規講習会 (5年間有効)	○	○	○	○	○	○
特管 更新講習会 (2年間有効)	△	○	○	△	○	○

※ 事業範囲の変更許可申請に際しては、講習会修了証の有効期限にかかわらず、前回許可(新規又は更新)を受けた際の講習会修了証を提出することができます。ただし、講習会修了者が在籍している必要があります。

※ 表中の「△」については、他の自治体等で現に(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合には提出できます。

○ PCB廃棄物の運搬に関する技術的能力を説明する書類について

廃PCB等の収集運搬業の許可を受けるには、その業務に直接従事する者がPCB廃棄物の性状等について十分な知識及び技能を有することを示す書類を添付する必要があります。

このため、廃PCB等の許可申請を行う際には(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証を添付して下さい。

【産業廃棄物収集運搬業】別紙7

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 ( 千 円 )	
※ 事業の開始に際して、資金が不要な場合にはその理由を記載すること。		
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じて適宜変更すること		

【産業廃棄物収集運搬業】別紙8

※申請者が個人の場合のみ提出

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)				年	月	日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)			
現 金 預 金						
有 価 証 券						
未 収 入 金						
売 掛 金						
受 取 手 形						
土 地						
建 物						
備 品						
車 両						
そ の 他						
資 産 計						
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)			
長 期 借 入 金						
短 期 借 入 金						
未 払 金						
預 り 金						
前 受 金						
買 掛 金						
支 払 手 形						
そ の 他						
負 債 計						

誓 約 書

平成 年 月 日

群馬県知事 あて

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

私  
当法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号(イ)から(ト)までのいずれかに該当する者

第 7 条第 5 項第 4 号

(イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(ハ) この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注 1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(ニ) 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

(ホ) 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2(第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

(ハ) (ホ)に規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ホ)の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注 2)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注 2)であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

(ト) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

【産業廃棄物収集運搬業】別紙10 添付を省略する書類の一覧表

●添付を省略する書類を理由毎に記載して下さい（○印を記載）。

省略できる書類	省略する理由				
	更新許可申請のため	変更許可申請のため	先行許可証を提示するため	2つ以上の許可を同日に申請するため	優良性評価適合のため
許可証の写し					
別紙1の2～3					
※法人の登記事項証明書					
※登記されていないことの証明書（個人・法人役員等）					
※住民票（個人・法人役員等）					
※株主（法人）の登記事項証明書					
定款又は寄付行為					
別紙2 事務所等の見取り図					
別紙3 車両一覧					
車検証の写し					
車両の賃貸借契約書等の写し					
別紙4 車両の写真					
別紙5 運搬容器の写真					
別紙6 技術的能力を説明する書類					
別紙7 事業の開始に要する資金の総額					
別紙8 資産に関する調書（個人）					
決算書					
※法人税納税証明書					
※所得税納税証明書					
別紙9 誓約書					

※印の書類については、申請者が許可申請の際に原本を提示すれば、その写しを提出することが可能です。

●2つ以上の許可を同日に申請する場合に記入

今回添付を省略した書類は、平成 年 月 日付けで提出した以下の申請書に添付されています。

（ 産業廃棄物収集運搬業 ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業  
新規 ・ 変更 ・ 更新 ）許可申請書